



三重県公報

令和4年4月8日 (金)
 第 301 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------------------|--|------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 192 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 3 |
| 193 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道路管理課) | 3 |
| 194 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 3 |
| 195 | 土砂災害警戒区域の指定 | (防災砂防課) | 3 |
| 196 | 土砂災害警戒区域の指定の解除 | (同) | 4 |
| 197 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (同) | 4 |
| 198 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | (同) | 8 |
| 199 | 都市計画事業の認可 | (都市政策課) | 9 |
| 200 | 都市計画事業の事業計画の変更認可 | (下水道事業課) | 9 |
| 201 | 地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託 | (美術館) | 10 |
| 選 管 告 示 | | | |
| 14 | 政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出 | (選挙管理委員会) | 10 |
| 15 | 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出 | (同) | 12 |
| 16 | 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出 | (同) | 12 |
| 17 | 公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨の報告 | (同) | 13 |
| 18 | 公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示 | (同) | 13 |
| 19 | 不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示 | (同) | 13 |
| 20 | 三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | (同) | 14 |
| 21 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | (同) | 14 |
| 公 安 委 告 示 | | | |
| 4 | 少年指導委員の委嘱 | (公安委員会) | 15 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (農地調整課) | 15 |
| | 同件 | (同) | 16 |
| | 土地改良区の定款変更の認可 | (同) | 17 |
| | 同件 | (同) | 17 |
| | 土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 | (同) | 17 |
| | 同件 | (同) | 18 |
| | 同件 | (同) | 18 |
| | 土地改良事業の工事の完了 | (同) | 18 |
| | 同件 | (同) | 19 |
| | 基本測量が終了した旨の通知 | (公共用地課) | 19 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (同) | 19 |

| | | |
|---------------|---------------|----|
| 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 19 |
| 公共測量が終了した旨の通知 | (同) | 19 |
| 同件 | (同) | 20 |
| 同件 | (同) | 20 |
| 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都 市 政 策 課) | 20 |
| 同件 | (同) | 20 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 20 |

告 示

三重県告示第 192 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 パロー大黒田店
 松阪市大黒田町字西出 1248 番
- 2 松阪市から聴取した意見
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 4 年 4 月 8 日から同年 5 月 9 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 193 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志出家線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 津市庄田町字中川原 2879 番 10 地先から 津市庄田町字川尻 2636 番 4 地先まで | 旧 | 36.2~42.4 | 30.0 |
| | 新 | 41.4~46.0 | 30.0 |

三重県告示第 194 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------------|---|-----------------|
| 県道 一志出家線 | 津市庄田町字中川原 2822 番 4 地先から 津市庄田町字川尻 2636 番 4 地先まで | 令和 4 年 4 月 18 日 |

三重県告示第 195 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------|---------------------|
| | | |

| | | |
|--------|---------------------------|---------|
| 栃原Ⅱ-17 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 栃原Ⅱ-19 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 高奈Ⅰ-5 | 多気郡大台町高奈 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 栗谷Ⅱ-18 | 多気郡大台町栗谷 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 樋口谷東 | 多気郡大台町上真手 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 余谷-7 | 多気郡大台町栗谷 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 余谷川-3 | 多気郡大台町栗谷 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 菌Ⅱ-9 | 多気郡大台町菌 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 菌Ⅱ-10 | 多気郡大台町菌 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 196 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一見勝之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 指定年月日 |
|-------|---------------------------|---------------------|-------------------|
| 樋口谷東 | 多気郡大台町上真手 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 平成 24 年 12 月 18 日 |
| 余谷-7 | 多気郡大台町栗谷 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 余谷川-3 | 多気郡大台町栗谷 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 平成 21 年 12 月 4 日 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 197 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一見勝之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項 |
|-------|-----------------------------|---------------------|--|
| 菅合Ⅰ-5 | 多気郡大台町菅合 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 柳原Ⅱ-1 | 多気郡大台町柳原、千代 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 柳原Ⅰ-2 | 多気郡大台町柳原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 柳原Ⅱ-3 | 多気郡大台町柳原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

| | | | |
|---------|-------------------------------|-----|---------|
| 栃原Ⅰ-18 | 多気郡大台町栃原、新田 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-20 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-21 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 神瀬Ⅱ-7 | 多気郡大台町神瀬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 下楠Ⅰ-1 | 多気郡大台町下楠、上楠 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 長ケⅡ-8 | 多気郡大台町長ケ (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 下三瀬Ⅰ-5 | 多気郡大台町下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 上三瀬Ⅱ-11 | 多気郡大台町上三瀬、下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 佐原Ⅰ-4 | 多気郡大台町佐原、弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 佐原Ⅱ-5 | 多気郡大台町佐原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 佐原Ⅱ-6 | 多気郡大台町佐原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 佐原Ⅱ-7 | 多気郡大台町佐原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 弥起井Ⅱ-5 | 多気郡大台町弥起井、下真手 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 下三瀬Ⅱ-5 | 多気郡大台町下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 下三瀬Ⅱ-6 | 多気郡大台町下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 下三瀬Ⅱ-7 | 多気郡大台町下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 高奈Ⅱ-6 | 多気郡大台町高奈 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 高奈Ⅱ-7 | 多気郡大台町高奈 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 高奈Ⅱ-8 | 多気郡大台町高奈、下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 長ケⅡ-9 | 多気郡大台町長ケ (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-22 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 下真手Ⅱ-1 | 多気郡大台町下真手、弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-23 | 多気郡大台町栃原、新田 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 菅合Ⅱ-4 | 多気郡大台町菅合 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 菅合Ⅱ-5 | 多気郡大台町菅合 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 菌Ⅱ-12 | 多気郡大台町菌 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 久豆Ⅱ-8 | 多気郡大台町久豆 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

| | | | |
|--------|-----------------------------|---------|---------|
| 木屋谷川 2 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 小切畑 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 堤谷 | 多気郡大台町江馬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 山の上 | 多気郡大台町菌 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| スズリ石谷 | 多気郡大台町唐櫃 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 始神谷川 | 多気郡大台町小滝、神滝 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 余谷川-2 | 多気郡大台町栗谷 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 熊内-5 | 多気郡大台町熊内 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 広谷川 | 多気郡大台町熊内 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 登垣外 | 多気郡大台町岩井 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 若山谷川-1 | 多気郡大台町久豆 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 春日-4 | 多気郡大台町大井 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 熊内-4 | 多気郡大台町熊内 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 弥起井Ⅱ-3 | 多気郡大台町弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 弥起井Ⅱ-4 | 多気郡大台町弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-13 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅲ-14 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅲ-15 | 多気郡大台町栃原、新田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-16 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 神瀬Ⅱ-5 | 多気郡大台町神瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 神瀬Ⅱ-6 | 多気郡大台町神瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 高奈Ⅲ-1 | 多気郡大台町高奈 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 下三瀬Ⅱ-3 | 多気郡大台町下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 高奈Ⅱ-2 | 多気郡大台町高奈 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 高奈Ⅱ-3 | 多気郡大台町高奈 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 高奈Ⅱ-4 | 多気郡大台町高奈 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 長ヶⅡ-7 | 多気郡大台町長ヶ (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | |
|---------|--------------------------------|---------|---------|
| 下三瀬Ⅱ-4 | 多気郡大台町下三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 佐原Ⅱ-3 | 多気郡大台町佐原、上三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上三瀬Ⅱ-9 | 多気郡大台町上三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上三瀬Ⅱ-10 | 多気郡大台町上三瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 菅合Ⅲ-4 | 多気郡大台町菅合 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 粟生Ⅱ-3 | 多気郡大台町粟生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 佐原 9 | 多気郡大台町佐原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-1 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-6 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅱ-7 | 多気郡大台町栃原、新田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 栃原Ⅲ-9 | 多気郡大台町栃原、新田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 弥起井Ⅲ-1 | 多気郡大台町弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 弥起井Ⅲ-2 | 多気郡大台町弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 小切畑Ⅱ-12 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上真手Ⅱ-11 | 多気郡大台町上真手 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 清滝Ⅱ-3 | 多気郡大台町清滝 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上真手Ⅱ-12 | 多気郡大台町上真手、本田木屋 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 小切畑Ⅱ-13 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 小切畑Ⅱ-14 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 菌Ⅱ-8 | 多気郡大台町菌 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 唐櫃Ⅱ-9 | 多気郡大台町唐櫃 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 唐櫃Ⅱ-10 | 多気郡大台町唐櫃 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 神滝Ⅱ-9 | 多気郡大台町神滝 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大井Ⅱ-7 | 多気郡大台町大井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大井Ⅱ-8 | 多気郡大台町大井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 桧原Ⅲ-10 | 多気郡大台町桧原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 久豆Ⅱ-6 | 多気郡大台町久豆 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | |
|---------|--------------------------------|---------|---------|
| 久豆Ⅲ-7 | 多気郡大台町久豆 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大杉Ⅱ-6 | 多気郡大台町大杉 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 菌Ⅱ-11 | 多気郡大台町菌 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 天ヶ瀬 | 多気郡大台町天ヶ瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 小切畑Ⅲ-7 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 本田木屋Ⅲ-1 | 多気郡大台町小切畑、本田木屋 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 198 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項 | 指定年月日 |
|--------|-----------------------------|---------------------|--|-------------------|
| 木屋谷川 2 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 24 年 12 月 18 日 |
| 小切畑 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 24 年 12 月 18 日 |
| 堤谷 | 多気郡大台町江馬 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 24 年 12 月 18 日 |
| 山の上 | 多気郡大台町菌 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 24 年 12 月 18 日 |
| スズリ石谷 | 多気郡大台町唐櫃 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 始神谷川 | 多気郡大台町小滝、神滝 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 余谷川-2 | 多気郡大台町栗谷 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 熊内-5 | 多気郡大台町熊内 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 広谷川 | 多気郡大台町熊内 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 登垣外 | 多気郡大台町岩井 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 若山谷川-1 | 多気郡大台町久豆 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 春日-4 | 多気郡大台町大井 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 熊内-4 | 多気郡大台町熊内 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり | 平成 21 年 12 月 4 日 |
| 佐原 9 | 多気郡大台町佐原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 25 年 11 月 22 日 |

| | | | | |
|---------|--------------------------------|---------|---------|-------------------|
| 栃原Ⅱ-1 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 25 年 11 月 22 日 |
| 栃原Ⅱ-6 | 多気郡大台町栃原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 25 年 11 月 22 日 |
| 栃原Ⅱ-7 | 多気郡大台町栃原、新田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 25 年 11 月 22 日 |
| 栃原Ⅲ-9 | 多気郡大台町栃原、新田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 25 年 11 月 22 日 |
| 弥起井Ⅲ-1 | 多気郡大台町弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 25 年 11 月 22 日 |
| 弥起井Ⅲ-2 | 多気郡大台町弥起井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 25 年 11 月 22 日 |
| 天ヶ瀬 | 多気郡大台町天ヶ瀬 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 24 年 12 月 18 日 |
| 小切畑Ⅲ-7 | 多気郡大台町小切畑 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 24 年 12 月 18 日 |
| 本田木屋Ⅲ-1 | 多気郡大台町小切畑、本田木屋 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 平成 24 年 12 月 18 日 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 199 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
尾鷲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
尾鷲都市計画公園事業
5・4・1号 国市浜公園
- 3 事業施行期間
令和 4 年 4 月 8 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
尾鷲市国市松泉町

三重県告示第 200 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画下水道事業
第 1 号公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和 46 年 12 月 17 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
平成 29 年三重県告示第 252 号の事業地のうち、川島町字山神谷並びに桜町字西別所を削除する。
- (2) 使用の部分
変更なし

三重県告示第 201 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立美術館の企画展図録販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県津市大谷町 11 番地
公益財団法人三重県立美術館協力会
- 2 委託の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 14 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類（第 1 号） | 1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部 | 届出年月日 | 備考 |
|--------------------|--------|----------|--------------|--------------|----------------------------|-----------------|----|
| 自由民主党三重県参議院選挙区第二支部 | 山本 佐知子 | 住田 博行 | 桑名市馬道二丁目 793 | 参議院議員 | ○ | 令和 4 年 2 月 28 日 | |

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|----------|---------|----------|--------------------|-----------------|----|
| 岩本有史後援会 | 山 川 一 人 | 岩 本 祐 子 | 熊野市有馬町 596-3 | 令和 4 年 2 月 18 日 | |
| 倉田育後援会 | 倉 田 育 | 倉 田 珠 文 | 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-87 | 令和 4 年 2 月 22 日 | |
| 和田たいし後援会 | 和 田 泰 史 | 和 田 仁 | 熊野市有馬町 715 | 令和 4 年 2 月 14 日 | |

2 届出事項の異動

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 | 備考 |
|-----------------|--------|------------------|---------------------------------|-------------------|-----------|----|
| 公明党三重第四総支部 | 松岡恒雄 | 主たる事務所の所在地 | 松阪市久保町12-69-1 | 松阪市山室町31-88-10 | 令和4年3月1日 | 政党 |
| 自由民主党三重県第二選挙区支部 | 川崎秀人 | 代表者 | 松岡恒雄 | 西村友志 | 令和4年2月1日 | 政党 |
| A K 維新の会 | 鈴木英敬 | 会計責任者 | 長嶺友之 | 岸田直樹 | 令和3年9月16日 | |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | | |
| | | 公職の種類 | 衆議院議員 | | | |
| | | (第1号) | | | | |
| | | 公職の候補者の氏名及び公職の種類 | 鈴木英敬 衆議院議員 | | | |
| | | (第2号) | | | | |
| 伊賀薬剤師連盟 | 田中哲生 | 代表者 | 田中哲生 | 廣田育史 | 令和3年7月1日 | |
| | | 会計責任者 | 山中知己 | 大森一也 | | |
| 石原まさたか後援会 | 石原正敬 | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 令和3年8月20日 | |
| | | 公職の種類 | 衆議院議員 | | | |
| | | (第1号) | | | | |
| | | 公職の候補者の氏名及び公職の種類 | 石原正敬 衆議院議員 | | | |
| | | (第2号) | | | | |
| 伊勢地区医師連盟 | 徳田敦 | 代表者 | 徳田敦 | 永井正高 | 令和3年8月10日 | |

| | | | | | |
|-----------|------|---------------------------------------|--|-----------------------|------------------|
| 大森まさのぶ後援会 | 古畑寿一 | 主たる事務所の所在地 | 多気郡大台町小切畑 639-1 | 多気郡大台町佐原 780-5 | 令和 4 年 2 月 5 日 |
| 西川浩後援会 | 西川 浩 | 主たる事務所の所在地 | 多気郡多気町朝長 210 | 多気郡多気町弟国 64-2 | 令和 2 年 2 月 21 日 |
| 八太正年を育てる会 | 御子倭也 | 代表者 会計責任者 | 西川 浩 東 和 子 | 西川 明伸 東 征一郎 | 令和 3 年 12 月 10 日 |
| 風雲会 | 石原正敬 | 国会議員関係 政治団体の区分 公職の種類 (第 1 号) | 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係 政治団体 | 国会議員関係 政治団体以外の政治団体 | 令和 3 年 8 月 20 日 |
| 未来展望みえの会 | 鈴木英敬 | 国会議員関係 政治団体の区分 公職の種類 (第 1 号) | 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係 政治団体 | 国会議員関係 政治団体以外の政治団体 | 令和 3 年 9 月 16 日 |
| 渡辺昌行後援会 | 出口佳寛 | 代表者 | 出口佳寛 | 小林 豊 | 令和 4 年 2 月 3 日 |

三重県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 | 備考 |
|------------|--------|------------------|----|
| 大野ひろし後援会 | 白井喜功 | 令和 4 年 2 月 20 日 | |
| 加藤美江子を励ます会 | 加藤美江子 | 令和 4 年 3 月 1 日 | |
| 倉田育後援会 | 倉田育 | 令和 4 年 2 月 22 日 | |
| 小山たくみ後援会 | 小山巧 | 令和 3 年 11 月 30 日 | |
| しのだとしき後援会 | 居附寿英 | 令和 3 年 12 月 31 日 | |
| すずき英敬後援会 | 三船正美 | 令和 3 年 12 月 31 日 | |
| 西川浩後援会 | 西川浩 | 令和 3 年 3 月 31 日 | |
| 村田あきひさ後援会 | 村田彰久 | 令和 4 年 3 月 2 日 | |

三重県選挙管理委員会告示第 16 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指

定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 資金管理団体の指定

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-------|-----------|------------|-----------------|
| 和田 泰 史 | 市議会議員 | 和田たいし後援会 | 熊野市有馬町 715 | 令和 4 年 2 月 14 日 |

2 資金管理団体の異動

| 資金管理団体の届出した者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------|-----------|-------|-------|----|-----------------|
| 鈴木 英 敬 | A K 維新の会 | 公職の種類 | 衆議院議員 | 知事 | 令和 3 年 9 月 16 日 |

3 資金管理団体の指定の取消し届出

| 資金管理団体の届出した者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|-----------------|------------|------------------|
| 加藤 美江子 | 加藤美江子を励ます会 | 令和 4 年 3 月 1 日 |
| 小山 巧 | 小山たくみ後援会 | 令和 3 年 11 月 30 日 |

三重県選挙管理委員会告示第 17 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定を取り消した旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

| 選挙管理委員会名 | 施設名 | 所在地 | 取消年月日 |
|------------|-------------|--------------------|----------------|
| 紀北町選挙管理委員会 | 紀北町老人福祉センター | 北牟婁郡紀北町相賀 488 番地 1 | 令和 4 年 3 月 1 日 |

三重県選挙管理委員会告示第 18 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|-----------|------------|----------------|--------------------|---------------------------|
| 市町村名 (略) | 施設 (略) | 所在地 (略) | 市町村名 (略) | 施設 (略) | 所在地 (略) |
| (略) | (略) | (略) | <u>北牟婁郡紀北町</u> | <u>紀北町老人福祉センター</u> | <u>北牟婁郡紀北町相賀 488 番地 1</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示 19 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 病院 | | 病院 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| <u>桑名市さくらの丘1番地</u> | <u>医療法人尚徳会ヨナハ丘の上病院</u> | <u>桑名市和泉八丁目264番地3</u> | <u>医療法人尚徳会ヨナハ総合病院</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 老人ホーム | | 老人ホーム | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 多気郡大台町千代 997 番地 | 特別養護老人ホーム大台共生園 | 多気郡大台町千代 997 番地 | 特別養護老人ホーム大台共生園 |
| (略) | (略) | <u>多気郡大台町菌 1234 番地</u> | <u>宮川福祉施設組合崇雲寮</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 3 年三重県選挙管理委員会告示第 110 号は、廃止します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

| 選挙区名 | 3 分の 1 の数 |
|----------|-----------|
| 津 市 | 75,474 |
| 四 日 市 市 | 84,986 |
| 伊 勢 市 | 34,938 |
| 松 阪 市 | 44,314 |
| 桑名市・桑名郡 | 39,814 |
| 鈴 鹿 市 | 53,321 |
| 名 張 市 | 21,654 |
| 尾鷲市・北牟婁郡 | 9,310 |
| 亀 山 市 | 13,190 |
| 鳥 羽 市 | 5,146 |
| 熊野市・南牟婁郡 | 10,121 |
| いなべ市・員弁郡 | 19,210 |
| 志 摩 市 | 13,959 |
| 伊 賀 市 | 23,953 |
| 三 重 郡 | 18,189 |
| 多 気 郡 | 12,878 |
| 度 会 郡 | 12,400 |

三重県選挙管理委員会告示第 21 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える

数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和3年三重県選挙管理委員会告示第109号は、廃止します。

令和4年4月8日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

50分の1の数 29,572

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284,820

公安委告示

三重県公安委員会告示4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を令和4年4月1日委嘱しました。

令和4年4月8日

三重県公安委員会委員長 種橋潤治

| 氏名 | 連絡先 | 活動区域 |
|--------|----------------------------------|-------------|
| 太田 雅 睦 | 桑名警察署生活安全課 電話番号0594-24-0110 | 桑名警察署管轄区域 |
| 古川 清 美 | | |
| 七瀧 浩 和 | 四日市北警察署生活安全課 電話番号059-366-0110 | 四日市北警察署管轄区域 |
| 向井 靖 | 四日市南警察署生活安全課 電話番号059-355-0110 | 四日市南警察署管轄区域 |
| 徳永 英 司 | | |
| 宮崎 由美子 | 鈴鹿警察署生活安全課 電話番号059-380-0110 | 鈴鹿警察署管轄区域 |
| 河尻 純 平 | | |
| 倉繁 裕 子 | | |
| 伊藤 博 康 | 津警察署生活安全課 電話番号059-213-0110 | 津警察署管轄区域 |
| 吉村 成 人 | | |
| 内田 賢 樹 | 伊勢警察署生活安全課 電話番号0596-20-0110 | 伊勢警察署管轄区域 |
| 高橋 薫 | | |
| 芥川 喜久子 | | |
| 山本 優 | | |
| 水川 敬 善 | 鳥羽警察署生活安全課 電話番号0599-25-0110 | 鳥羽警察署管轄区域 |
| 堀内 達 也 | 尾鷲警察署生活安全課 電話番号0597-25-0110 | 尾鷲警察署管轄区域 |
| 小倉 章 生 | | |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

一志南部用水土地改良区（松阪市小阿坂町 3315 番地）

退任理事

松阪市大阿坂町 457 番地
 // 嬉野黒野町 1862 番地
 // 中ノ庄町 1383 番地
 // 小野町 523 番地
 松阪市大阿坂町 302 番地
 // 小阿坂町 859 番地
 // " 93 番地 1
 // " 986 番地
 // 美濃田町 1116 番地 5
 // " 799 番地
 // 伊勢寺町 253 番地 1
 // 上ノ庄町 859 番地
 // " 113 番地
 // " 1734 番地 2
 // " 364 番地
 // 中ノ庄町 1376 番地
 // 嬉野黒野町 924 番地 1
 // 嬉野薬王寺町 736 番地
 // 嬉野森本町 758 番地

森川文男
 和田浩
 山田直司
 堀秀基
 伊藤覚
 森山繁孝
 城塚秀郎
 坂口誠
 島田和也
 中井定一
 寺嶋元次
 三宅正信
 中島和夫
 大西文行
 谷川昌義
 辻章
 飯柴修
 宮下春芳
 辻篤

退任監事

松阪市小阿坂町 989 番地
 // 小野町 572 番地
 // 上ノ庄町 820 番地
 // 中ノ庄町 1446 番地 1
 // 嬉野黒野町 309 番地

谷口正明
 山下治巳
 中井隆之
 北川久
 前川豊

就任理事

松阪市小野町 316 番地
 // 大阿坂町 799 番地
 // 小阿坂町 93 番地 1
 // " 986 番地
 // 美濃田町 1059 番地
 // " 42 番地
 // 上ノ庄町 138 番地
 // " 852 番地
 // 中ノ庄町 1376 番地
 // " 1451 番地
 // 嬉野黒野町 1862 番地
 // 嬉野森本町 482 番地

山本清巳
 沼田芳久
 城塚秀郎
 坂口誠
 庄司正春
 川北一彰
 増田龍夫
 小林由和
 辻章
 松田清伸
 和田浩
 藤永始嗣

就任監事

松阪市伊勢寺町 802 番地
 // 中ノ庄町 1446 番地 1
 // 嬉野黒野町 309 番地
 // 嬉野算所町 228 番地 1

久保治郎
 北川久
 前川豊
 杉山正樹

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

村松土地改良区（伊勢市村松町 4009 番地）

退任理事

| | |
|----------------------|---------|
| 伊勢市村松町 3906 番地 | 山 中 茂 樹 |
| " " 455 番地 1 | 中 西 博 |
| " " 1 番地 16 | 濱 口 節 生 |
| " " 3752 番地 | 濱 口 勝 |
| 伊勢市村松町 44 番地 | 濱 口 岩 男 |
| " " 5243 番 1 | 濱 口 東 |
| " 有滝町 1033 番地 | 天 白 日出生 |
| " " 2056 番地 1 | 三 宅 日出夫 |
| " " 1082 番地 11 | 中 西 茂 弘 |

退任監事

| | |
|------------------|---------|
| 伊勢市村松町 3780 番地 6 | 濱 口 八 州 |
| " 植山町 38 番地 2 | 鈴 木 規 仁 |

就任理事

| | |
|----------------------|---------|
| 伊勢市村松町 3906 番地 | 山 中 茂 樹 |
| " " 455 番地 1 | 中 西 博 |
| " " 1 番地 16 | 濱 口 節 生 |
| " " 44 番地 | 濱 口 岩 男 |
| " " 5243 番地 1 | 濱 口 東 |
| " " 3780 番地 6 | 濱 口 八 州 |
| " 有滝町 2056 番地 1 | 三 宅 日出夫 |
| " " 1082 番地 11 | 中 西 茂 弘 |
| " 植山町 38 番地 2 | 鈴 木 規 仁 |

就任監事

| | |
|------------------|---------|
| 伊勢市村松町 3751 番地 2 | 竹 内 肇 |
| " " 176 番地 | 新 宮 和 恵 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大新田土地改良区(津市高茶屋三丁目25-6)の定款の変更を認可しました。

令和4年4月8日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北谷土地改良区(松阪市小片野町1545番地2)の定款の変更を認可しました。

令和4年4月8日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業防災重点農業用ため池緊急整備事業ため池総合整備工事地震・豪雨対策型(大規模)坊谷池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます(なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

令和4年4月8日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営湛水防除事業近江島地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧の場所
木曾岬町役場産業課（桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業栄地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内23番1号）
鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

| 事業名 | 地区名 | 工事完了年月日 |
|------------|-------|----------|
| 農村地域防災減災事業 | 井上池地区 | 令和4年3月9日 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

| 事業名 | 地区名 | 工事完了年月日 |
|--------------|-------|-----------|
| 県営農村地域防災減災事業 | 片野池地区 | 令和4年3月17日 |

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和4年3月25日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域
三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
令和4年3月22日から同年12月26日まで
- 3 作業地域
津市美杉町竹原、同市美杉町八手俣、同市美杉町八知、同市美杉町太郎生、同市美杉町三多気、同市美杉町杉平、同市美杉町石名原、同市美杉町川上、同市美杉町奥津及び同市美杉町下之川

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年3月24日から同年7月25日まで
- 3 作業地域
四日市市水沢町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年3月18日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所長から通知がありました。

令和4年4月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市津興及び同市阿漕町津興

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 11 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業地域
桑名市長島町押付、同市長島町小島、同市長島町大倉、同市長島町新所、同市長島町西川、同市長島町浦安及び桑名郡木曾岬町新輪

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 2 月 28 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（公共基準点設置）
- 2 作業地域
亀山市北町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
いなべ都市計画と畜場
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、尾鷲市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
尾鷲都市計画公園
5・4・1号国市浜公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 4 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|---------------------------|---|
| 令和 4 年 3 月 30 日 | 桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 3-4 ほか 2 筆 | 東京都中央区日本橋 1 丁目 4-1 日本橋一丁目ビルディング 木曾岬特定目的会社 取締役 三 品 貴 仙 |

| | | |
|---------------|-----------------------------|--|
| 令和4年 3月30日 | 亀山市関町木崎字町南 143-21 ほか 12 筆ほか | 亀山市川合町 1217-2 有限会社シラカワ 代表取締役 中 川 崇 沖 |
|---------------|-----------------------------|--|

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
